

私は、立憲民主・社民会派を代表して、

- ・デジタル庁設置法案、及び公的給付迅速化のための口座登録法案に賛成、
- ・デジタル社会形成基本法案、デジタル社会形成整備法案、並びに個人番号利用による口座管理法案に反対、

の討論を行います。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてからほぼ1年と4ヶ月を過ぎまして、内外の情勢は益々混乱を極めているのであります。コロナ禍の収束は非常に重大なる問題であり、内外の政治は悉くコロナ禍を中心として動いている。それゆえ、コロナ禍は如何に収束せらるるものであるか、その収束せらるる内容は如何なるものであるか。係る全体像から鳥瞰した際、今般のデジタル関連法案が如何なる役割を果たし、また如何なる部分では役割を果たさないのか。良識の府たる参議院議員諸兄弟におかれましては、DXやらUI/UXやらアジャイルやら、近頃のデジタル改革の熱狂に浮かれた抽象概念に惑わされることなく、今一度、真剣に考え直していただきたいのであります。

さて、現総理大臣がこの壇上において、「爆発的な感染は絶対に防ぐ」と令和2年10月26日に所信を述べ、「感染症を一日も早く収束させる」と令和3年1月18日に施政方針を述べた事実は、御記憶のことと存じます。ところが、デジタル庁なる構想を華々しく祀り上げ、コロナ禍で苦しむ国民への個別対応に回れたはずの国家公務員を少なからず召し上げて法改正に専念させ、実に45か所ものミスを含む参考にならない参考資料を議員各位の脳裏へと蔓延させながら、今回の法案審議に至ったのであります。

一体全体、デジタル関連法案が施行されると、如何なる問題が、如何に解決されるのか。委員会質疑ではついぞ不明だったのであります。曰く、政府のシステムの作り方が変わり、予算の最適化ができる。曰く、政府が事前に所得が低い家庭を知ることができ、迅速な給付が可能になる。一見なるほど聞こえそうですが、私の見るところ、論点設定を間違えているのであります。

予算であれば財務大臣や行革担当大臣が設置されておる以上、問題は制度改革でなく、制度を運用する人であります。また、どうして国民が困窮しているかを突き詰めれば、いわゆるアベノミクスの顛末であるとともに、緊急事態宣言やコロナ禍の継続を許しているからである。

完全新規の支援策が打ち出されるならまだ忍ぶべしと雖も、既存の支援策の手順が少し変わるのみで大したインパクトも無い。自粛や禁酒や相互監視が今後も継続し、倒産・廃業・失業・自殺が増える混沌とした未来を変える切り札にもならない。論点設定を間違えば、間違った答にしか辿り着けないことは自明であります。

真に解くべき論点は、霞が関の政策の作り方、業務処理のやり方というオペレーション課題であります。にもかかわらず、改革の名声を得ようと戦略課題として仰々しく祭り上げた過ちによって、様々な不満や不条理を国民心理に蔓延させている現実を、政府は、真剣に反省せねばならない。

持続化給付金の例を挙げれば、50%の売上要件を1%でも満たさねば問答無用で排除された。病に倒れて他界した父に代わって一家の生活を支えるため無理してお店を開いた家族経営の飲食店が、売り上げゼロの令和2年5月は書類上、父親が代表者で事業承継していないとの理屈で、死亡による事業承継特例は使えないと、助けを求めたのに一刀両断された。何たる不条理でありましょう。

デジタルとは、アナログとの対比で定義すれば、0か1の世界であります。本来、0か1の狭間で苦しむ不条理を正すことこそ、「国民本位の行政のデジタル化」であると私は考えます。観たくない現実から目をそらし、デジタル化で万事解決するかのような幻想を振り撒くのは、国民を欺く暴論であります。0か1かの発想で機械的に処理するのではなく、様々な人間事情に想いを馳せて柔軟に個別対応するべきであった。このことを、オンラインだの効率化だと叫びながらも、長らく怠っている政府の姿勢は、大いに戒めねばならぬのであります。デジタル庁が民間人材を大量に抱え込んだところで、杓子定規的な制度の狭間で苦しむ国民の不条理が救われるのか。答は「否」であります。システムの裏には業務プロセスがあり、その理解と改善が真剣に検討されなければ、何が適切なシステム要件なのか定義されず、政策立案や住民に向き合う行政現場は、機械やAIに翻弄されるばかりであります。

現内閣が推進せんとする画一的なデジタル化は、義理と人情で以て多種多様な不条理を正すという、経国済民の本義に背いているのみならず、現場の意見や担い手の業務プロセスを信頼していない、まさに権威主義そのものであります。

いくら「だれ一人取り残さない、人に優しいデジタル化」と美辞麗句を並べ立てても、申請を行う国民や、申請を処理する現場や担い手が腹落ちしなくては、コンセプトはあっても実際

の活動にはリンクしない。仏作って魂入れず、これまでの二の舞になることは確実であります。権威主義的に標準化を進めて例外を認めない改革は、現場での創意工夫を否定して国民の活力を失わせる、亡国への道であります。霞ヶ関が全知全能であれば理解できるが、現実とは異なるのであります。

お断りをいたしておきますが、私は決してデジタル改革に反対する者ではない。改革すべき必要があるならば、速やかに改革をしなくてはならぬのでありますが、ただ近頃のデジタル化の熱狂に浮かれて、何か改革しなくては面目が立たない、DXの旗を立てんがために、強いて不自然なデジタル改革をすることについては、私どもは断固として反対するのであります。係る観点から、個別法案ごとに賛否理由の勘所を申し述べます。

デジタル庁設置法案は、行政サービスが複雑なコングロマリットと形容すべき事業であることに鑑み、既存組織とは全く異なる組織の論理の、いわば「出島」としてスモールスタートを始めるものと理解します。これは、経営戦略として合理的と考えられるため、賛成致します。

また、公的給付迅速化のための口座登録法案も同様に、いわば「出島」でのスモールスタートの一要素であり、その参加は自発的意思に立脚しているため、賛成であります。ゆくゆくは給付付き税額控除や個人単位での給付に結びつくことを期待するものであります。

他方、デジタル社会形成基本法案は、丁寧な議論を経たといっても、地方自治体の創意工夫を抑圧する危惧が残るのであります。確かに、情報システムの共同化又は集約自体が義務ではないこと、重点計画の策定に当たっては自治体職員や現場のオペレーションを重視して幅広く意見を聞くこと、係る法令解釈をするのだという言質が取れたことは、大いに歓迎すべきであります。しかし、検察官定年延長という、閣議決定による解釈変更という悪しき前例が撤回されていない以上、立法府の意思を行政府がひっくり返す恐れが排除されたとはいえず、あえて反対するものであります。

また、デジタル社会形成整備法案は、個人情報保護の懸念が残るのであります。確かに、監視社会や一元化の手段にはしない、との言質が取れたところは歓迎すべきではありますが、実際の担い手たる個人情報保護委員会の体制強化の中身は、ついぞ語られなかったのであります。センシティブな個人情報が、利便性の美名に隠れて、自らの与り知らぬところで悪用されないか。運用段階での具体論が固まっていない現状ではリスクを管理できないとの誹りを免れ得ず、これも反対するものであります。

そして、個人番号利用による口座管理法案は、立法事実自体が机上の空論に聞こえるのであります。政府は直近の実例をまともに答弁できなかった。広報予算の膨張を正当化するためのロジックにしか聞こえず、もう一度考え直した方が良いとの叱咤激励を込めて、反対いたします。

以上が、2法案に賛成、3法案に反対する勘所であります。良識の府たる参議院議員諸兄姉におかれましては、党議拘束があることは重々承知してはおりますが、今一度、本法案に対する態度を考え直していただくことをお訴え申し上げ、討論といたします。御検討の程、なにとぞよろしくお願い申し上げます。